

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………一
……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………一
……………(同)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………一
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 貸金業法による行政処分……………三
……………(産業労働局金融部貸金業対策課)……………三
- 森林法第百八十九条の揭示……………三
……………(産業労働局農林水産部森林課)……………三
- 港湾施設の供用中止……………三
……………(港湾局港湾経営部経営課)……………三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三
……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………三
- 特定非営利活動法人の認定……………五
……………(同)……………五
- 平成二十七年十二月二十八日付東京都規則第二百十五号……………五

告示

●東京都告示第八十号
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき田町駅前東口地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年一月二十七日
東京都知事 外 添 要 一

- 一 組合の名称
田町駅前東口地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
平成二十七年九月九日から平成三十一年三月三十一日まで
- 三 施行地区
港区芝浦三丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
港区芝浦三丁目一番三十二号
平成二十七年九月九日
- 五 事業計画の変更の認可の年月日
平成二十八年一月二十七日

●東京都告示第八十一号
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき湊二丁目東地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年一月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 組合の名称
湊二丁目東地区市街地再開発組合

二 事業施行期間
平成二十四年十月十七日から平成三十一年三月三十一日まで

三 施行地区
中央区湊二丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
中央区湊二丁目十二番六号
平成二十四年十月十七日

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日
平成二十八年一月二十七日

●東京都告示第八十二号
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

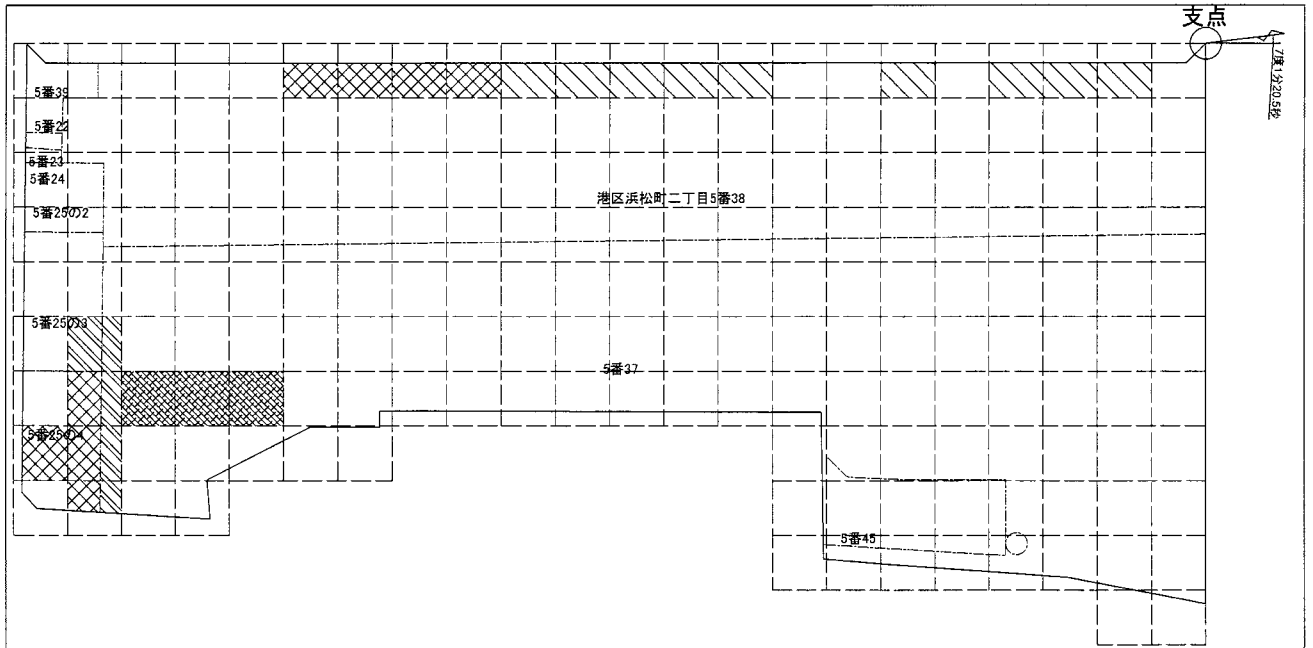
平成二十八年一月二十七日
東京都知事 外 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区浜松町二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合

物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- : 敷地境界
- : 筆界
- : 単位区画
- ⊗⊗⊗: 形質変更時要届出区域
(この告示で指定する区域)

- ⧘⧘⧘: 形質変更時要届出区域
(平成26年東京都告示第935号により指定した区域)
- ⧘⧘⧘: 形質変更時要届出区域
(平成27年東京都告示第1010号により指定した区域)
- ⧘⧘⧘: 形質変更時要届出区域
(平成27年東京都告示第1494号により指定した区域)

【支点】

支点は、港区浜松町二丁目5番38の最北端とする。
 【格子の回転角度(7度1分20.5秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八十三号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。）第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 被処分者

(一) 商号又は名称 ニッコウフィナンシャル

(二) 氏名（法人の場合） 鈴木 高幸
表者氏名

(三) 主たる営業所の所在地 新宿区下落合二丁目二番五号 第23鈴
木総合ビル五階

(四) 登録番号 東京都知事(1)第一九九一六号

(五) 登録年月日 平成二十五年七月三十一日

二 処分年月日 平成二十八年一月十八日

三 処分の内容 業務の全部（弁済の受領に関する業務、訴訟又は調停に应ずる業務を除く。）を停止する。

四 業務停止期間 平成二十八年一月二十六日から同年四月二十四日まで（九十日間）

五 適用条文 法第二十四条の六の四第一項第二号

●東京都告示第八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨を通知した次の保

安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
青梅市御岳二丁目四二二番二	齋藤幸夫	青梅市役所
あきる野市養沢字養沢二〇一番、二〇二番	池谷幸子	あきる野市役所

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、平成二十七年東京都告示第千四百九十九号のとおり。

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
西多摩郡檜原村字倉掛九三六九番二、四及び五、九三九一番四	大久保忠重	檜原村役場
西多摩郡檜原村字倉掛九三八九番	田倉倉太郎	

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定

である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、平成二十七年東京都告示第千五百四十号のとおり。

●東京都告示第八十五号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。

平成二十八年一月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

種類	名称	所在地	中止期間
船舶給	運搬給	品川区八潮一丁	平成二十八年一月二十
水施設	水施設	目一番三号地先	八日から同年二月二十
			八日まで

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年一月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人わんすぺーす

三 代表者の氏名

鈴木 美枝

四 主たる事務所の所在地

東京都東大和市向原六丁目千百六十四番地の三 ベルメゾンヒロセ十二 G〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、人間のよきパートナーである犬の命が尊重されるべく、動物福祉の充足と殺処分のない社会の仕組みづくりに取り組み、人と犬とが幸せに共存・生活できる環境整備に寄与すべく活動する。犬の適正かつ終生飼養を啓蒙し、遺棄の予防に努めるとともに、目標を一人にする個人・団体・企業などと提携・協力し、保護犬のケア、里親探し、譲渡を行いながら、協働で活動を推進していくものとする。また、拠点である犬の保護施設(室内型シェルター)を安定的に運営できるように、保護活動とリンクした、収益となる事業の展開にも力を入れ、犬と暮らす人々をサポートするシステムやサービスが提供できるよう事業の充実を目指すことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ゆうゆう語学の会

三 代表者の氏名

高橋 夏美

四 主たる事務所の所在地

東京都北区赤羽一丁目十九番十二号 鍵屋総合ビル二

〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、この法人は、本邦に居住する者に対して、日本語・中国語・韓国語等に関する学習・交通情報の提供に関する事業を行い、本邦に居住する者の語学学習の環境改善と質の向上を図ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ささえあいビレッジ

三 代表者の氏名

香取 幹

四 主たる事務所の所在地

東京都目黒区大橋二丁目二十四番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、住民主体による介護予防・日常生活支援活動として、地域の高齢者および要支援者に対し、健康づくり活動や趣味活動を通じて、地域住民同士のコミュニケーションを図り、生きがいの場を提供するとともに、地域住民による日常生活支援・簡易な家事支援サービス事業の情報提供や紹介を行うことで、より地域に根ざした生活支援ネットワークを構築し、これらの事業を通じて、高齢者および要支援者の社会参加を促進し、介護予防・日常生活の自立支援を図り、もって国民の健康保持・推進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人知識の杜

三 代表者の氏名

松島 秀夫

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区銀座五丁目五番九号 阿部ビル四階 A

Cデザイン内

五 定款に記載された目的

この法人は、様々な分野の知識を集約し社会へ広める為の活動を日本国内及び世界へ発信し先人から受け継いだ知識を未来へ継承していく為の活動を行ない、健全な知識を一般常識として普及し人類相互の理解を深め平和な社会造りに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

医療・健康社会研究所

三 代表者の氏名

坪倉 正治

四 主たる事務所の所在地

東京都港区高輪二丁目十二番十三号 レジデンス高輪

二〇一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、東日本大震災後に生じた日常生活における医療や放射線の問題について、正しい知識と対処方法を啓発していくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年一月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人ホームケアエキスパート協会

二 代表者の氏名

酒井 忠昭

三 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区代田六丁目六番九号 アルコーブ下北

沢B一

四 認定の有効期間

平成二十七年十二月二十四日から平成三十二年十二月二十三日まで

正 誤

○平成二十七年十二月二十八日付東京都規則第二百十五号十六ページ上段中「別記第八号様式から第十号様式まで」を「別記第八号様式」に訂正し、同ページ下段中

「別記第九号様式及び第十号様式を次のように改める。」
第七号様式(修正後様式)
第十号様式(修正後様式)
 に を
 訂正する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
 リサイクルできます。